平成２４年度 管財関係部課長会議
参考資料（豊田市）

議題１　公用車の更新時期及び購入時の車種（メーカー含む）選定の基準

車両購入費

① 所属長は、車両を購入（新規・更新）しようとするときは、予算計上前に庶務課長へ車両購入計画書を提出しなければならない。

② 庶務課長は①について整備管理者と協議及び既存車両の稼働率を考慮のうえ、更新購入の可否を決定する。

③ ①②を取りまとめ、財政課に提出する。財政課にて予算の査定を行う。

④ 更新基準

車種	セダン（特別職）	セダン（一般職）	バン トラック	特殊用途車	特殊用途車	バス
更新基準	３年又は ９万km	１１年又は １０万km	１１年又は １０万km	１２年又は ２０万km	９年	９年
用途	普通乗用車	普通乗用車 小型乗用車	貨物自動車	塵芥車 し尿車	ｸﾞﾚｰﾀﾞ ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ	乗合自動車

（注意事項）

・更新年数に満たない場合は更新できない。ただし、別に車両導入方針が策定された場合又は事故等やむ得ない理由がある場合はこの限りでない。

・新規車両を購入する場合は、点検の集中していない８月以降の購入に努める。

・更新により、車両を購入する場合は、更新車両の検査月と同月とする。

・各所属において、複数台購入する場合は、できるだけ購入時期を分散する。

・新規、更新ともに低公害車への代替車両がある場合は、低公害車の購入促進を図る。